

議案第 4 2 号

市川市行政組織条例の一部改正について

市川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 5 日 提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市行政組織条例の一部を改正する条例

市川市行政組織条例（昭和 4 9 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表危機管理室の項の前に次のように加える。

市長公室

- (1) 秘書及び渉外に関する事項
- (2) 広報及び広聴並びに市民参加に関する事項
- (3) 政策及び重要施策の調整及び情報発信に関する事項

第 2 条の表広報室の項を削り、同表企画部の項第 3 号を削り、同表財政部の項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を削り、同項の次に次のように加える。

管財部

- (1) 財産管理に関する事項
- (2) 契約に関する事項
- (3) 工事等の設計、監理及び検査に関する事項

第 2 条の表情報政策部の項中「情報政策部」を「情報管理部」に改め、同表文化スポーツ部の項中「文化スポーツ部」を「文化国際部」に改め、同項第 4

号中「スポーツ」を「国際交流」に改め、同項の次に次のように加える。

スポーツ部

- (1) スポーツの振興に関する総合的な企画及び調整に関する事項
- (2) スポーツ施設の整備に関する事項

第2条の表中

「経済部

- (1) 商工業に関する事項
- (2) 雇用に関する事項
- (3) 農業に関する事項

観光部

- (1) 観光に関する政策の総合的な推進に関する事項
- (2) 観光資源に関する事項

「経済観光部

- (1) 商工業に関する事項
- (2) 雇用に関する事項 に改め、同表福祉部の項の前に次のように加える。
- (3) 農業に関する事項
- (4) 観光に関する事項 」

こども部

- (1) こども及び子育て家庭に関する政策の総合的な推進に関する事項
- (2) こどもの福祉に関する事項

第2条の表中こども政策部の項を削り、同表環境部の項第1号中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改め、同表街づくり部の項第6号中「工事等の設計及び監理」を「緑地保全及び緑化」に改め、同項に次の1号を加える。

- (7) 公園に関する事項

第2条の表水と緑の部の項中「水と緑の部」を「下水道部」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(市川市名誉市民条例の一部改正)
- 2 市川市名誉市民条例(昭和 6 3 年条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。  
第 6 条第 6 項中「広報室」を「市長公室」に改める。  
(市川市入札監視委員会条例の一部改正)
- 3 市川市入札監視委員会条例(平成 2 3 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。  
第 8 条中「財政部」を「管財部」に改める。  
(市川市史編さん委員会条例の一部改正)
- 4 市川市史編さん委員会条例(平成 2 3 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。  
第 9 条中「文化スポーツ部」を「文化国際部」に改める。  
(市川市美術品等収集審査会条例の一部改正)
- 5 市川市美術品等収集審査会条例(平成 2 3 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。  
第 7 条中「文化スポーツ部」を「文化国際部」に改める。  
(市川市子ども・子育て会議条例の一部改正)
- 6 市川市子ども・子育て会議条例(平成 2 5 年条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。  
第 7 条中「こども政策部」を「こども部」に改める。  
(市川市スポーツ推進審議会条例の一部改正)
- 7 市川市スポーツ推進審議会条例(昭和 3 7 年条例第 2 0 号)の一部を次のように改正する。  
第 7 条中「文化スポーツ部」を「スポーツ部」に改める。  
(市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正)
- 8 市川市中小企業資金融資及び利子補給条例(平成 1 6 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第18条中「経済部」を「経済観光部」に改める。

(市川市大町レクリエーションゾーン協議会条例の一部改正)

- 9 市川市大町レクリエーションゾーン協議会条例(昭和62年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条中「水と緑の部」を「経済観光部」に改める。

(市川市下水道事業審議会条例の一部改正)

- 10 市川市下水道事業審議会条例(平成5年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条中「水と緑の部」を「下水道部」に改める。

## 理 由

公有財産の更なる活用及び適正な管理保全を図るとともに、下水道の整備を推進するほか、効率的かつ機能的な行政体制を整備するため、行政組織を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。